

ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切にする、
明るい南阿蘇村をつくりましょう。



人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、広報10月号の続きで「インターネットによる人権侵害」について紹介します。



10月号の続きです



広報10月号記事

○対処方法

これまでインターネットによる人権侵害の特徴について紹介してきましたが、もしもインターネット上で人権侵害の被害にあったときの対処方法を紹介합니다。

インターネット上で人権侵害を受けたら、まず初めにその書き込みを保存しましょう。もし保存していなければ、訴訟などの事態になったときに不利になることもあります。なので、証拠の保存は必ずしておきましょう。

次の行動についてですが、三通り紹介します。一つ目は自らサイトやSNSの管理者に削除の申請をすることです。削除を依頼するとき、投稿をしたユーザーに直接削除を求めたとしても、応じない場合がほとんどです。よって、サイトやSNSの管理者に削除の依頼をしましょう。削除申請の手順はそのサイトやSNSによって異なるため、利用規約をよく確認し、サイトやSNSが提示する方法に従って申請しましょう。

二つ目は弁護士に相談することです。一つ目の削除の申請をするときに、自分で申請することが難しいときや削除申請を拒否されてしまった場合などは、弁護士に相談することがおすすです。弁護士は誹謗中傷による人権侵害に対して削除依頼や情報の開示などの法律的な解決を図っていきます。また、書き込みをした犯人の特定やそれに伴う訴訟についても弁護士を頼

るといいでしょう。

三つめは誹謗中傷対策をおこなう業者に相談することです。これはインターネット上の書き込みが人権侵害にならないと判断された場合や、書き込まれたサイトの管理者がすでに管理を放棄していて対処してもらえない場合の手段となり、検索エンジン上で誹謗中傷の情報が上位に上がらないように対策をおこなうことで、他のユーザーの目に留まる可能性を抑えることができます。

また、上記の方法以外では法務局に相談することができます。法務局でも調査や削除の手続きを代わりにおこなってくれるので、弁護士や業者へ依頼することにしたためらいがある人は、法務局に相談することをお勧めします。

○まとめ

今回はインターネットによる人権侵害について紹介しました。現在、インターネットはさまざまな年代や境遇の人が利用しており、それに伴い、インターネット上の人権侵害も多く見られるようになりました。SNSで誹謗中傷などの人権侵害の被害にあい、誰にも相談できず自分を追い込んでしまい、取り返しのつかないことになってしまった事件と聞いて、思い当たるものがあるという人も少なくないでしょう。自分自身が人権侵害をおこなわないようにインターネットにおけるルールを熟知し、書き込みや投稿をする際にはしっかり注意することが大切です。また、もし自分がインターネット上で人権侵害にあった場合は迅速に行動できるよう対応の方法や相談できる機関を把握し、安心してインターネットを利用しましょう。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 Tel.0967 (67) 1111